

千葉県警察職員の賞じゅつ金に関する訓令

〔昭和42年9月1日〕
本部訓令第12号

[沿革] 昭和52年4月本部訓令第12号、60年6月第9号改正

千葉県警察職員の賞じゅつ金に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員の賞じゅつ金に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察職員の賞じゅつ金に関する規則(昭和42年千葉県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、千葉県警察職員(以下「職員」という。)に対する賞じゅつ金の授与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(上申)

第2条 所属長は、規則第2条に該当すると認められる職員があるときは、すみやかに殉職者賞じゅつ金授与上申書(別記様式第1号)または障害者賞じゅつ金授与上申書(別記様式第2号)に、次の各号に定めるところにより関係書類を添付して本部長に上申するものとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金授与上申の場合

ア 殉職者賞じゅつ金について、授与を受けることのできる者(以下「被授与者」という。)の本籍および職員との続柄について市町村長の発行する証明書または戸籍謄本

イ 殉職者賞じゅつ金の被授与者が、規則第4条第2項第1号に該当する者で婚姻の届出をしていない者であるときは、職員の死亡当時婚姻関係と同様の事情にあった事実を証明する書類

ウ 殉職者賞じゅつ金の被授与者が配偶者以外の者であるときは、先順位の者のないことを証明する書類および職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証明する書類

エ その他本部長がその都度指定する書類

(2) 障害者賞じゅつ金授与上申の場合

ア 障害の程度が、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第二に掲げる身体障害等級の第1級から第8級までのいずれかの等級に該当すると認められる医師の診断書または意見書

イ その他本部長がその都度指定する書類

(賞じゅつ金の審査)

第3条 前条による賞じゅつ金授与上申があったときは、賞じゅつ金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催するものとする。

2 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

3 委員長は警務部長とし、委員は県本部の部長の職にある者、警務課長、監察官室長、会計課長及び警務部長が指名する者とする。

4 審査委員会は、規則第6条に掲げる事項につき審査し、その結果を本部長に具申するものとする。

(通知)

第4条 本部長は、賞じゅつ金を授与することと決定したときは、賞じゅつ金授与通知書(別記様式第3号)によって、上申を行なった所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、賞じゅつ金の被授与者に対し、通知書の内容を伝達するものとする。

(授与および領収書の提出)

第5条 賞じゅつ金は、本部長が直接または上申を行なった所属長を通じて被授与者に授与する。

2 賞じゅつ金の授与を受けた者は、領収書(別記様式第4号)を本部長に提出するものとする。

(記録)

第6条 本部長は、賞じゅつ金授与記録簿(別記様式第5号)により、賞じゅつ金授与の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、昭和42年9月1日から実施する。

附 則(昭和52年4月1日本部訓令第12号)

1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

2 賞じゅつ金制度の運用について(昭和42年例規(警)第18号)は廃止する。

附 則(昭和60年6月11日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和60年6月11日から施行する。

以下別記様式省略